

横 浜 市 立 み な と 赤 十 字 病 院 の
指 定 管 理 業 務 実 施 状 況 に つ い て の 振 り 返 り

令 和 7 年 7 月

横 浜 市 医 療 局 病 院 経 営 本 部

目 次

I 横浜市立みなと赤十字病院の指定管理業務実施状況についての振り返り

1. 全体評価	1
2. 項目別評価	2
(1) 診療（基本協定第 13 条）	2
(2) 検診（基本協定第 14 条）	2
(3) 政策的医療（基本協定第 15 条）	3
・ 24 時間 365 日の救急医療	
・ 小児救急医療	
・ 二次救急医療	
・ 周産期救急医療	
・ 精神科救急医療	
・ 精神科合併症医療	
・ 緩和ケア医療	
・ アレルギー疾患医療	
・ 障害児者合併症医療	
・ 災害時医療	
(4) 地域医療全体の質の向上に向けた役割（基本協定第 16 条）	5
(5) 利用料金（基本協定第 17 条）	5
(6) 施設、設備等の維持管理（基本協定第 18 条）	6
管理の原則（基本協定第 19 条）	
施設等の改良、改修及び保守・修繕（基本協定第 20 条）	
(7) 物品の移設（基本協定第 21 条）	6
(8) 目的外使用（基本協定第 23 条）	6
(9) 受託研究（基本協定第 24 条）	6
(10) 院内学級（基本協定第 25 条）	7

< 資 料 >

資料	横浜市立みなと赤十字病院
	令和 6 年度指定管理業務に関する規定及び点検結果一覧表.....
	8

I 横浜市立みなと赤十字病院の指定管理業務実施状況についての振り返り

令和6年度横浜市立みなと赤十字病院の指定管理業務実施状況の点検・評価結果

1 全体評価

日本赤十字社が指定管理者として運営する横浜市立みなと赤十字病院は、平成17年4月に市立病院として開院して以降、「横浜市立みなと赤十字病院の指定管理者による管理に関する基本協定」に基づいて、「救急」「アレルギー疾患」「精神科救急」をはじめとする政策的医療の提供や地域医療全体の質向上に向けた先導的な役割に加え、病院独自にも「がんセンター」によるがん診療体制の充実などを行っています。

横浜市では毎年、基本協定及び基準書等に基づいて、指定管理業務の遂行状況について点検・評価を実施しています。令和6年度は、点検評価対象項目128項目のうち、全ての項目について、基本協定及び基準書等に基づいて適切に指定管理業務が実施されていました。

政策的医療の実施については、救急医療において、前年度に引き続き全国トップクラスの救急車搬送による受入患者数を維持しています。アレルギー疾患医療においては、引き続き保育士や学校等の職員を対象とした食物アレルギーに関する研修会を開催したほか、令和6年度は新たに地域のアレルギーケアにかかわる医療従事者・施設勤務者を対象とした「アレルギーケア研修会」を実施しました。

指定管理者独自の取組としては、開院20周年を迎えるにあたり、地域における役割を明確化し、それらを発信、共有する「ブランディング活動」を開始しました。また、令和6年6月の診療報酬改定で新設された「救急患者連携搬送料」に対応するため、「みなと救急連携搬送」システムを開始し、救急救命士の採用や救急搬送先の医療機関18施設と協定を締結するなど、円滑な転院搬送の実施に向け取り組みました。

地域医療全体の質の向上に向けた取組については、紹介件数は24,055件で、前年度より1,163件増加しました。逆紹介件数は27,243件で、前年度より3,341件増加し、紹介・逆紹介件数ともに過去最高件数を達成しました。さらに、地域医療従事者向け研修は、年間20回開催し、地域医療の質向上を図りました。医療における安全管理では、全職員に対する医療安全情報の提供を目的とし、医療安全Newsを年12回発行したほか、定期的な院内巡視、安全管理マニュアルの改訂、全職員対象の安全研修会などを行いました。

経営面では、入院・外来延患者数及び診療単価の前年比増、及び日本赤十字社における退職給付会計の処理に伴い引当金が約10億円減少したこと等により、令和6年度経常収支は約7.8億円の黒字となりました。今後も質の高い医療の提供を続けるためには、一層の経営努力により経営基盤を安定させることが必要です。そのうえで、市立病院が、相互に積極的な連携を図り、地域医療全体への貢献に向けた先導的な役割を果たし、市立病院のプレゼンスを発揮することができるよう、引き続き取組を進めてまいります。

2 項目別評価

(1) 診療に関する取組（基本協定第 13 条）

基本協定に定める診療科目を含む 36 診療科を設置・運営し、入院延べ患者数 188,658 人（1 日平均 517 人）、外来延べ患者数 282,558 人（1 日平均 1,163 人）の実績をあげました。

【主な取組状況】

- 患者の入院生活への不安解消や、早期退院を目的とした「入退院支援センター」において、全予約入院患者を対象に看護師、薬剤師、事務員からの説明や確認等を行っています。
- 外来診療体制について、最初から専門科の診療が受けられるよう 36 科による診療を行うとともに、医療需要に応じた専門外来にも取り組んでいます。
- 令和 6 年 7 月に MR I（磁気共鳴画像診断装置）をリニューアルするなど高度医療を推進しました。

【評 価】

基本協定第 13 条に基づく診療に関する取組については、規定どおりに実施していると認めます。

(2) 検診に関する取組（基本協定第 14 条）

横浜市から受託した「がん検診」や「健康診査等の検診」等の実施件数については、10,441 件でした。

【主な取組状況】

- 横浜市から受託したがん検診に加え、臓器に特化した脳ドックや大腸ドック、レディースドックなど一人ひとりのニーズに合わせた「オーダーメイドヘルスチェック」を実施しています。
- また、受診者の利便性に配慮してインターネット予約のコースを拡大し、全ての人間ドックコースと、横浜市国保特定健診、横浜市がん検診などもネット予約が可能となっています。

【がん検診・健康診査等の件数：10,441 件（前年比 955 件）】

【人間ドック受診者数：2,549 人（前年比 94 人）】

【評 価】

基本協定第 14 条に基づく検診に関する取組については、規定どおりに実施していると認めます。

(3) 政策的医療に関する取組（基本協定第 15 条）

「断らない救急」を基本とした積極的な救急医療への取組をはじめ、アレルギー疾患や精神科救急などの政策的医療を継続的かつ着実に提供しています。

【主な取組状況】

○24 時間 365 日の救急医療

救命救急センターとして患者を受け入れており、令和 6 年度の救急車搬送受入患者数は 12,812 人であり前年度から 11%減少したものの、引き続き全国トップクラスの実績を維持しています。

また、全国救命救急センター充実段階評価において、7 年連続で最上位の S 評価を受けています。

【救急患者数：19,758 人（前年比 ▲1,856 人）】

【救急車搬送受入数：12,812 人（前年比▲1,637 件）】

【救急車受入率：94.3%（前年比 ▲0.3%）】

○小児救急医療

横浜市小児救急拠点病院として 24 時間 365 日の二次小児救急医療を提供しました。

【小児救急受入患者数：2,100 人（前年比 ▲230 人）】

○二次救急医療

横浜市二次救急医療体制に参加するとともに、横浜市疾患別救急医療体制に協力しています。

【二次救急取扱患者数：6,369 人（前年比 348 人）】

○周産期救急医療

平成 18 年 4 月から神奈川県周産期救急医療システムの協力病院として参加し、平成 24 年 7 月から地域周産期母子医療センターに認定されるなど、周産期における妊娠・出産から新生児に至る総合的な診療の充実を図っています。

【周産期救急（母体搬送及び新生児搬送）受入患者数：24 人（前年比 7 人）】

○精神科救急医療

神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市の 4 縣市協力体制で実施している神奈川県精神科救急医療システムの基幹病院として、家族からの相談等に対応する二次救急医療及び警察官通報による三次救急医療を実施しました。

【受入患者数：31 人（前年比 3 人）】

○精神科合併症医療

神奈川県内の精神病院等に入院する身体合併症患者を本市の要請に基づいて受け入れました。

【受入患者数：59 人（前年比 ± 0 人）】

○緩和ケア医療

昨年度までは新型コロナウイルス感染症対応のため、緩和ケア病棟を休床し、一般病棟において緩和ケア内科医、緩和ケアチーム等による緩和ケア医療を行っていました。令和6年4月からは、緩和ケア病棟を再開し、緩和ケア内科医がすべての患者の主治医となり、病棟スタッフと協働で患者・家族に寄り添った緩和ケア医療を提供しています。また、県がん診療連携協議会の緩和ケア部会に参加し、質の向上と他病院との連携の向上を図りました。

【入院患者実人数：205人（前年比 203人）】

【緩和ケアチームへの新規依頼件数：171件（前年比▲ 9件）】

○アレルギー疾患医療

呼吸器内科・耳鼻咽喉科などの関連診療科（7科）が連携して横断的な診療を提供しました。平成30年10月から神奈川県アレルギー疾患医療拠点病院に選定されており、アレルギー専門医を8名配置しています。

患者向け教室や、市民への相談・情報提供、啓発活動についてはこれまで同様に実施するとともに、令和6年度の新たな取り組みとして、地域のアレルギーケアにかかわる医療従事者・施設勤務者対象に、小児アレルギーエデュケーターが主催の「アレルギーケア研修」を実施しました。

【外来患者延べ人数：19,992人（前年比 797人）】

【食物アレルギーに関する研修会：32回（前年比 7回）】

○障害児（者）合併症医療

身体及び知的障害を併せもつ重度障害児（者）が適切な医療を受けられる体制を整えるとともに、横浜市重症心身障害児者メディカルショートステイシステムとの協力病院として、患者の受入れを行いました。

【入院患者延べ人数：475人（前年比 31人）】

【入院患者実人数：13人（前年比 4人）】

○災害時医療

災害に係る各種隊員養成研修に参加し、日本DMAT、神奈川DMAT-L、かながわDPAT、YMATに参加可能な職員を増やすことができ、災害や救急への対応がより強固となりました。また、横浜市内の救急・事故事案へ横浜救急医療チーム（YMAT）が5件出動しています。

【評 価】

基本協定第15条に基づく政策的医療に関する取組については、規定どおりに実施していると認めます。

救急医療では救急車搬送による受入患者数が全国トップクラスであり、救急車受入数も94.3%となっているなど、継続して成果をあげています。

(4) 地域医療全体の質の向上に向けた役割に関する取組（基本協定第 16 条）

【主な取組状況】

○重篤な状態の患者に対する体制

令和 6 年 5 月に安全管理マニュアルを改訂しました。

○インシデント報告

インシデント報告の件数は前年度より 809 件増加しました。職種別では医師・看護師の報告数が 1.3 倍、放射線技師からの報告は 2 倍に増加しました。全職員対象安全研修会を 2 回実施したほか、全職員に対する医療安全情報の提供を目的とした、医療安全 News を年 12 回発行しました。

【件数：令和 6 年度：4,380 件、令和 5 年度：3,571 件、令和 4 年度：3,290 件】

○地域医療支援病院として、登録医をはじめとする地域医療機関との役割分担、医療連携や医療機器の共同利用を実施しました。また、放射線共同利用の WEB 予約を令和 6 年 11 月から開始しました。

【紹介率：84.9%、逆紹介率：133.8%】

【紹介件数：24,055 件（前年比 1,163 件）】

【逆紹介件数：27,243 件（前年比 3,341 件）】

【共同利用件数：966 件（前年比 286 件）】

○地域医療機関との連携を目的とした「みなとセミナー」等を web 方式も活用し開催しました。市民の健康増進を目的とした「みなと市民セミナー」は、令和 6 年度に 1 回開催しました。

【みなとセミナー等：20 回開催、みなと市民セミナー：1 回】

○地域医療従事者の育成に関する取組の一環として看護実習生を受け入れました。

【5 校 350 名】

【評 価】

基本協定第 16 条に基づく地域医療全体の質の向上に向けた役割に関する取組については、着実に実行していると認めます。

(5) 利用料金に関する取組（基本協定第 17 条）

入院・外来収益などの利用料金を規定に則って収受しています。

【評 価】

基本協定第 17 条に基づく利用料金については、おおむね収受や手続など規定どおりに実施していると認めます。

- (6) 施設、設備等の維持管理（基本協定第 18 条）、管理の原則（基本協定第 19 条）及び施設等の改良、改修及び保守・修繕（基本協定第 20 条）に関する取組

施設・設備等の維持管理については、必要な有資格者を配置するなど、適正に行われています。

【評 価】

基本協定第 18 条、第 19 条、第 20 条に基づく施設、設備等の維持管理、管理の原則、施設等の改良、改修及び保守・修繕に関する取組については、規定どおりに実施していると認めます。

- (7) 物品の移設（基本協定第 21 条）及び物品の管理（基本協定第 22 条）に関する取組
港湾病院から移設された医療機器等については、適正に管理されています。

【評 価】

基本協定第 21 条及び第 22 条に基づく物品の移設及び物品の管理に関する取組については、おおむね規定どおりに実施していると認めます。

- (8) 目的外使用に関する取組（基本協定第 23 条）

食堂や売店など患者サービスの向上に資する施設等の設置あたり、医療局病院経営本部公有財産規程に基づく使用許可申請を適正に行いました。

【評 価】

基本協定第 23 条に基づく目的外使用に関する取組については、規定どおりに実施していると認めます。

- (9) 受託研究に関する取組（基本協定第 24 条）

治験審査委員会や臨床試験支援事務局を設置して、適正に取り組んでいます。

【評 価】

基本協定第 24 条に基づく受託研究に関する取組については、規定どおりに実施していると認めます。

(10) 院内学級に関する取組（基本協定第 25 条）

横浜市立浦舟特別支援学校の分教室が院内に設置され、院内学級の運営に協力しています。

【評 価】

基本協定第 25 条に基づく院内学級に関する取組については、規定どおりに実施していると認めます。

指定管理業務に関する規定							点検結果																																																																																																	
基準書	項目数	協定又は 基準書の内容	令和 6 年度実績				実施状況	○の数																																																																																																
凡例 甲：横浜市 乙：指定管理者																																																																																																								
1 診療 (13条)																																																																																																								
診療	2	乙は、協定の期間開始の日から、設置条例第 4 条第 4 項第 2 号に規定する診療科及び同条第 5 項第 2 号に規定する病床に係る医療機能を提供しなければならない。	入院 延べ患者数 188,658(人) 1日平均患者数 517(人) 病床利用率 81.5% (一般84.0% 精神52.7%) 外来 延べ患者数 282,558(人) 1日平均患者数 1,163(人)				○	2																																																																																																
			<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>6 年度</th> <th>5 年度</th> <th>増▲減</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>入院延患者数</td> <td>188,658 人</td> <td>182,525 人</td> <td>6,133</td> </tr> <tr> <td>新入院延患者数</td> <td>16,784 人</td> <td>15,835 人</td> <td>949</td> </tr> <tr> <td>外来延患者数</td> <td>282,558 人</td> <td>280,715 人</td> <td>1,843</td> </tr> <tr> <td>放射線件数</td> <td>166,221 件</td> <td>158,596 件</td> <td>7,625</td> </tr> <tr> <td>検査件数</td> <td>3,174,722 件</td> <td>3,077,811 件</td> <td>96,911</td> </tr> <tr> <td>手術件数</td> <td>6,679 件</td> <td>6,352 件</td> <td>327</td> </tr> <tr> <td>分娩件数</td> <td>540 件</td> <td>532 件</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>調剤件数</td> <td>472,797 件</td> <td>483,820 件</td> <td>▲ 11,023</td> </tr> <tr> <td>給食食数</td> <td>430,118 食</td> <td>412,478 食</td> <td>17,640</td> </tr> </tbody> </table>					6 年度	5 年度	増▲減	入院延患者数	188,658 人	182,525 人	6,133	新入院延患者数	16,784 人	15,835 人	949	外来延患者数	282,558 人	280,715 人	1,843	放射線件数	166,221 件	158,596 件	7,625	検査件数	3,174,722 件	3,077,811 件	96,911	手術件数	6,679 件	6,352 件	327	分娩件数	540 件	532 件	8	調剤件数	472,797 件	483,820 件	▲ 11,023	給食食数	430,118 食	412,478 食	17,640																																																										
	6 年度	5 年度	増▲減																																																																																																					
入院延患者数	188,658 人	182,525 人	6,133																																																																																																					
新入院延患者数	16,784 人	15,835 人	949																																																																																																					
外来延患者数	282,558 人	280,715 人	1,843																																																																																																					
放射線件数	166,221 件	158,596 件	7,625																																																																																																					
検査件数	3,174,722 件	3,077,811 件	96,911																																																																																																					
手術件数	6,679 件	6,352 件	327																																																																																																					
分娩件数	540 件	532 件	8																																																																																																					
調剤件数	472,797 件	483,820 件	▲ 11,023																																																																																																					
給食食数	430,118 食	412,478 食	17,640																																																																																																					
			<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">診療科別入院延患者数</th> </tr> <tr> <th></th> <th>6 年度</th> <th>5 年度</th> <th>増▲減</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>内科</td> <td>40,278 人</td> <td>34,133 人</td> <td>6,145</td> </tr> <tr> <td>精神科</td> <td>8,012 人</td> <td>7,688 人</td> <td>324</td> </tr> <tr> <td>脳神経内科</td> <td>9,171 人</td> <td>11,007 人</td> <td>▲ 1,836</td> </tr> <tr> <td>呼吸器内科</td> <td>17,636 人</td> <td>17,515 人</td> <td>121</td> </tr> <tr> <td>消化器内科</td> <td>23,534 人</td> <td>20,421 人</td> <td>3,113</td> </tr> <tr> <td>循環器内科</td> <td>17,365 人</td> <td>17,342 人</td> <td>23</td> </tr> <tr> <td>小児科</td> <td>5,547 人</td> <td>4,584 人</td> <td>963</td> </tr> <tr> <td>外科</td> <td>12,381 人</td> <td>11,472 人</td> <td>909</td> </tr> <tr> <td>整形外科</td> <td>19,055 人</td> <td>20,741 人</td> <td>▲ 1,686</td> </tr> <tr> <td>形成外科</td> <td>2,417 人</td> <td>2,384 人</td> <td>33</td> </tr> <tr> <td>脳神経外科</td> <td>7,278 人</td> <td>7,030 人</td> <td>248</td> </tr> <tr> <td>呼吸器外科</td> <td>859 人</td> <td>1,033 人</td> <td>▲ 174</td> </tr> <tr> <td>心臓血管外科</td> <td>5,028 人</td> <td>5,037 人</td> <td>▲ 9</td> </tr> <tr> <td>皮膚科</td> <td>2,026 人</td> <td>2,303 人</td> <td>▲ 277</td> </tr> <tr> <td>泌尿器科</td> <td>6,018 人</td> <td>7,255 人</td> <td>▲ 1,237</td> </tr> <tr> <td>産婦人科</td> <td>6,598 人</td> <td>7,123 人</td> <td>▲ 525</td> </tr> <tr> <td>眼科</td> <td>717 人</td> <td>647 人</td> <td>70</td> </tr> <tr> <td>耳鼻咽喉科</td> <td>3,494 人</td> <td>3,604 人</td> <td>▲ 110</td> </tr> <tr> <td>放射線科</td> <td>0 人</td> <td>259 人</td> <td>▲ 259</td> </tr> <tr> <td>歯科口腔外科</td> <td>629 人</td> <td>579 人</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>アレルギー科</td> <td>615 人</td> <td>368 人</td> <td>247</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>188,658 人</td> <td>182,525 人</td> <td>6,133</td> </tr> </tbody> </table>				診療科別入院延患者数					6 年度	5 年度	増▲減	内科	40,278 人	34,133 人	6,145	精神科	8,012 人	7,688 人	324	脳神経内科	9,171 人	11,007 人	▲ 1,836	呼吸器内科	17,636 人	17,515 人	121	消化器内科	23,534 人	20,421 人	3,113	循環器内科	17,365 人	17,342 人	23	小児科	5,547 人	4,584 人	963	外科	12,381 人	11,472 人	909	整形外科	19,055 人	20,741 人	▲ 1,686	形成外科	2,417 人	2,384 人	33	脳神経外科	7,278 人	7,030 人	248	呼吸器外科	859 人	1,033 人	▲ 174	心臓血管外科	5,028 人	5,037 人	▲ 9	皮膚科	2,026 人	2,303 人	▲ 277	泌尿器科	6,018 人	7,255 人	▲ 1,237	産婦人科	6,598 人	7,123 人	▲ 525	眼科	717 人	647 人	70	耳鼻咽喉科	3,494 人	3,604 人	▲ 110	放射線科	0 人	259 人	▲ 259	歯科口腔外科	629 人	579 人	50	アレルギー科	615 人	368 人	247	計	188,658 人	182,525 人	6,133		
診療科別入院延患者数																																																																																																								
	6 年度	5 年度	増▲減																																																																																																					
内科	40,278 人	34,133 人	6,145																																																																																																					
精神科	8,012 人	7,688 人	324																																																																																																					
脳神経内科	9,171 人	11,007 人	▲ 1,836																																																																																																					
呼吸器内科	17,636 人	17,515 人	121																																																																																																					
消化器内科	23,534 人	20,421 人	3,113																																																																																																					
循環器内科	17,365 人	17,342 人	23																																																																																																					
小児科	5,547 人	4,584 人	963																																																																																																					
外科	12,381 人	11,472 人	909																																																																																																					
整形外科	19,055 人	20,741 人	▲ 1,686																																																																																																					
形成外科	2,417 人	2,384 人	33																																																																																																					
脳神経外科	7,278 人	7,030 人	248																																																																																																					
呼吸器外科	859 人	1,033 人	▲ 174																																																																																																					
心臓血管外科	5,028 人	5,037 人	▲ 9																																																																																																					
皮膚科	2,026 人	2,303 人	▲ 277																																																																																																					
泌尿器科	6,018 人	7,255 人	▲ 1,237																																																																																																					
産婦人科	6,598 人	7,123 人	▲ 525																																																																																																					
眼科	717 人	647 人	70																																																																																																					
耳鼻咽喉科	3,494 人	3,604 人	▲ 110																																																																																																					
放射線科	0 人	259 人	▲ 259																																																																																																					
歯科口腔外科	629 人	579 人	50																																																																																																					
アレルギー科	615 人	368 人	247																																																																																																					
計	188,658 人	182,525 人	6,133																																																																																																					

指定管理業務に関する規定						点検結果							
	基準書	項目数	協定又は 基準書の内容	令和6年度実績			実施状況	○の数					
1 診療(13条)													
診療				診療科別外来延患者数									
					6年度	5年度			増▲減				
				内科	50,541 人	51,096 人			▲ 555				
				精神科	11,171 人	11,030 人			141				
				脳神経内科	7,414 人	8,138 人			▲ 724				
				呼吸器内科	13,311 人	13,476 人			▲ 165				
				消化器内科	23,830 人	26,954 人			▲ 3,124				
				循環器内科	23,748 人	21,643 人			2,105				
				小児科	11,306 人	11,491 人			▲ 185				
				外科	19,441 人	17,861 人			1,580				
				整形外科	23,672 人	22,640 人			1,032				
				形成外科	2,817 人	3,040 人			▲ 223				
				脳神経外科	2,881 人	2,918 人			▲ 37				
				呼吸器外科	2,294 人	2,090 人			204				
				心臓血管外科	2,850 人	2,667 人			183				
				皮膚科	8,613 人	8,587 人			26				
				泌尿器科	11,725 人	11,849 人			▲ 124				
				産婦人科	18,247 人	19,192 人			▲ 945				
				眼科	10,748 人	9,998 人			750				
				耳鼻咽喉科	12,906 人	13,217 人			▲ 311				
				リハビリテーション科	37 人	30 人			7				
				放射線科	5,981 人	3,766 人			2,215				
				歯科口腔外科	14,517 人	14,221 人			296				
				アレルギー科	4,508 人	4,811 人			▲ 303				
				計	282,558 人	280,715 人			1,843				
				みなと赤十字病院（法人）の損益計算書									
					6年度	5年度			増▲減				
				医業収益	23,230,092千円	22,059,000千円			1,171,092				
				医業費用	22,942,761千円	22,648,389千円			294,372				
				医業収支	287,331千円	▲ 589,389千円			876,720				
				医業外収益	798,581千円	969,662千円			▲ 171,081				
				医療社会事業収益	7,229千円	7,647千円			▲ 418				
				医業外費用	112,800千円	110,631千円			2,169				
				医療奉仕費用	201,708千円	227,698千円			▲ 25,990				
				事業損益	778,632千円	49,590千円			729,042				
				2 乙は、病院建物内において、設置条例第4条第4項第2号に規定する診療科（以下「標ぼう診療科」という。）と異なる表示をする場合は、標ぼう診療科を併せて表示することとする。					36科 内科、内分泌内科、血液内科、腎臓内科、緩和ケア内科、リウマチ科、精神科、脳神経内科、呼吸器内科、消化器内科、肝臓内科、循環器内科、アレルギー科、小児科、乳腺外科、外科、消化器外科、大腸外科、肝臓外科、整形外科、形成外科、脳神経外科、呼吸器外科、心臓血管外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、リハビリテーション科、放射線診断科、放射線治療科、麻酔科、歯科口腔外科、救急科、病理診断科			○	

指定管理業務に関する規定			令和6年度実績	点検結果	
基準書	項目数	協定又は基準書の内容		実施状況	○の数
2 検診(14条)					
検診	2	乙は、横浜市が実施するがん検診、健康診査等の検診業務を受託するものとする。	令和6年度は、がん検診（肺、胃、大腸、子宮、乳房、前立腺）5,911件、肝炎ウイルス検査184件、横浜市国保特定健診1,330件、横浜市健康診査602件、福島県民健康調査5件、被爆者健診54件、その他健診372件、特定保健指導76件、オプション検査1,907件を実施した。	○	2
		2 乙は、人間ドックその他の検診業務を行うことができる。	令和6年度は、1日で行うドック2,232件（1日ドック1,969件、大腸ドック61件、脳ドック29件、レディースドック21件、PET／CTがんドック152件）、2日で行うドック317件（2日ドック134件、スーパーがんドック126件、PET／CTスーパーがんドック57件）を実施した。	○	
3 政策的医療(15条) 乙は、次の各号に定める政策的医療を提供しなければならない。具体的内容は基準書に定める。					
24時間 365日の 救急医療	第2-1	5 (1) 救急部を設置し、25床の救急病棟及び1階の救急専用外来（救急診察室・救急放射線検査室等）の機能を活用した救急医療体制を構築すること。	平成21年4月1日に救命救急センター指定 ＜令和6年度実績＞救急患者数19,758人、救急車搬送実績12,812人、うち入院患者5,051人 受入不能 5.7% 救急外来では、救急隊からの連絡は24時間救急医が対応している。ウォークイン患者は、トリアージナースがトリアージを実施し、必要時医師と連携をとり、緊急性に応じた対応をしている。電話での受診相談は、リーダーナースが対応している。 緊急手術に速やかに対応するため、手術看護師の平日夜勤体制を実施している。	○	5
		(2) 救急部に常勤の医師を2名以上配置すること。	常勤医師数 14名（令和7年3月31日）	○	
		(3) 診療時間外においては、内科系医師（時間外の救急外来の専任）、循環器系医師、外科系医師、専門科系（眼科、耳鼻科等）医師、産婦人科医師をそれぞれ配置すること。	救急部2名に加えて専門科系を含む診療科医師の当直及びオンコール体制の実施	○	
		(4) 救急時間帯に必要な応じ全身麻酔ができる体制をとること。	・常勤 7名 非常勤 22名	○	
		(5) 神奈川県救急医療情報システムに参加すること。	平成17年度から参加している。	○	

指定管理業務に関する規定			令和6年度実績	点検結果	
基準書	項目数	協定又は基準書の内容		実施状況	○の数
3 政策的医療(15条) 乙は、次の各号に定める政策的医療を提供しなければならない。具体的内容は基準書に定める。					
小児救急医療	第2-2	6 (1) 横浜市の小児救急医療対策事業に参加すること。	平成17年度から参加している。 救急受入数・傷病分野別 ・2,100名（うち入院患者数438名）	○	6
		(2) 24時間365日の二次小児科救急医療体制を組むこと。	小児科医の当直ラインを365日「救急1列」と「オンコール」で実施している。	○	
		(3) 休日及び夜間に小児救急専用ベッド3床以上を確保すること。	3床確保している。	○	
		(4) 救急医療に携わる小児科医1名以上を常時配置すること。	小児科医の当直ラインを365日「救急1列」と「オンコール」で実施している。	○	
		(5) 非常勤医師を含む10名以上の小児科診療体制の中で小児救急医療を行うこと。	・常勤 10名 非常勤 13名	○	
		(6) 前5号のほか、横浜市小児救急医療対策事業実施要綱の規定に準じた医療体制をとること。	小児救急拠点病院に指定されている。	○	
二次救急医療	第2-3	5 (1) 横浜市の二次救急医療体制に参加すること。	二次救急患者取扱件数 ・6,369件(救急外来から入院した患者数)	○	5
		(2) 横浜市二次救急拠点病院事業実施要綱の規定に定める拠点病院Aへの参加基準に応じた救急医療体制を組むこと。	・内科の外来救急患者の診療にあたる医師1名+内科・外科各1名以上の医師を配置している。 ・外科については、一般外科医師の配置、または、外科系医師が当直したうえで、一般外科医師又は消化器外科医師によるオンコール体制をとっている。 ・薬剤師、看護師、臨床検査技師、診療放射線技師、事務員を配置するとともに、医師と看護師のオンコール体制をとっている。	○	
		(3) 第1項の24時間365日の救急医療の体制を基準とし、二次救急医療に対応できる必要な体制を組むこと。		○	
		(4) 前3号のほか、横浜市二次救急拠点病院事業実施要綱の規定に準じた体制をとること。		○	
		(5) 24時間365日の内科及び外科の二次救急医療体制に参加するほか、横浜市の疾患別救急医療体制(脳血管疾患、急性心疾患、外傷(整形外科))に協力すること。	横浜市疾患別救急医療体制に参加している。(患者 内訳 内科3,091名 外科892名 救急科7,565名 小児科1,016名 その他の診療科248名)	○	

指定管理業務に関する規定				点検結果	
	基準書	項目数	協定又は 基準書の内容	令和6年度実績	実施状況 ○の数
3 政策的医療(15条) 乙は、次の各号に定める政策的医療を提供しなければならない。具体的内容は基準書に定める。					
周産期救急医療	第2-4	5	(1) 横浜市の周産期救急システムに参加すること。	平成17年度から参加している。	○ 5
			(2) 神奈川県周産期救急システムに協力病院として参加すること（人的体制を除き、施設をNICU基準とすること。）。	・平成18年4月から参加している。（平成18年3月31日県通知） ・平成24年7月に地域周産期母子医療センターの認定を受けた。	○
			(3) 産婦人科診療所等との連携を図り、母児の救急医療の受入れ等を行うこと。	母体搬送受入基準：妊娠34週以降、推定体重1500g以上 ・母体搬送受入数 17人 ・新生児搬送受入数 7人	○
			(4) 産婦人科、小児科の24時間365日の勤務体制を組むこと。	産婦人科は常勤医師8名、非常勤医師8名で24時間365日体制で当直1名オンコール1名の体制で周産期救急医療に対応している。	○
			(5) 前4号のほか、実施する医療の内容・体制は、横浜市周産期救急連携病院事業実施要綱の規定に準じたものとする。	24時間365日の体制で当直を組み、緊急手術をいつでも対応できる体制を取っている。	○
精神科救急医療	第2-5	5	(1) 夜間・休日・深夜の救急患者（二次・三次）の受け入れを行い、そのための保護室3床を確保すること。	・平成19年10月から精神科救急医療システム（基幹病院）に参加している。 ・保護室3床確保 ・令和6年度は31件（二次8件 三次23件）受け入れた。	○ 5
			(2) 受入時間帯において、精神保健指定医を配置すること。	精神保健指定医6名が交代で精神科救急に対応している。	○
			(3) 夜勤の看護体制は、最低でも看護師3名を含むものとする。	応需日は夜勤看護師を3名配置している。	○
			(4) 精神保健福祉士（兼任可）を配置すること。	療養・福祉相談室に精神保健福祉士を2名配置している。	○
			(5) 実施基準については、神奈川県精神科救急医療に関する実施要綱、神奈川県精神科救急医療事業夜間・深夜・休日体制実施要領、精神科救急医療に係る事業執行取扱要領の規定に準じたものとする。	精神病棟入院基本料10対1以上の看護配置で3人夜勤、変則二交代の勤務体制をとり精神科救急、身体合併患者の受入れに対応している。	○

指定管理業務に関する規定			令和6年度実績	点検結果	
基準書	項目数	協定又は基準書の内容		実施状況	○の数
3 政策的医療(15条) 乙は、次の各号に定める政策的医療を提供しなければならない。具体的内容は基準書に定める。					
精神科合併症医療	第2-6	3 (1) 当該医療は、神奈川県内の精神病院等に入院する身体合併症患者を本市の要請に基づいて横浜市立みなと赤十字病院に受け入れ、必要な医療を行う。	平成19年6月から、身体合併症患者の受入れを開始。 令和6年度実績59件。	○	3
		(2) 精神科病床50床のうち10床を常時合併症患者用とすること。	年間確保病床数：3,650床(365日×10床)	○	
		(3) 実施基準については、神奈川県精神科救急医療に関する実施要綱、精神科救急身体合併症転院事業実施要領の規定に準じたものとする。	・精神保健指定医6名配置。 ・病棟看護師26名、看護助手1名、病棟クラーク1名を配置している。 ・精神保健福祉士は2名配置している。	○	
緩和ケア医療	第2-7	6 (1) 癌による末期症状を示している患者に対する緩和ケア医療を行うこと。	・緩和ケアチームへの依頼実績延べ件数3,467件 ・緩和ケア専門外来実績延べ件数160件 ・苦痛のスクリーニング実績802人	○	6
		(2) 日本ホスピス緩和ケア協会による「施設におけるホスピス・緩和ケアプログラムの基準」に基づくケアを行うこと。	・日本ホスピス緩和ケア協会の基本方針に則り、日本緩和医療学会のガイドラインに基づき作成。①みなと緩和ケアマニュアル ②がん患者の症状緩和マニュアル看護編 ③エンドオブライフケアマニュアル ・平成27年ELNEC-Jコアカリキュラムを基盤に「エンドオブライフケアマニュアル」を作成。他に「みなと緩和ケアマニュアル」「がん患者の症状緩和マニュアル 看護編」「緩和ケアチームの診療体制」「末期医療のガイドライン(一般用)(集中治療室)」などを活用し運用している。 ・「苦痛のスクリーニング」は、外来通院中の化学療法及び放射線療法を受ける患者から開始し、入院するがん患者にも拡大し、ほぼ全例に実施し、がん治療の様々な局面にある患者の苦痛の早期アセスメントと対応に努めている。	○	
		(3) 開院後速やかに施設基準を取得すること。	施設基準取得(緩和ケア病棟入院料)(平成18年8月取得)	○	
		(4) 身体症状の緩和を担当する医師及び精神症状の緩和を担当する医師のほか、緩和ケアの専門性を有する看護師を緩和ケア病棟に配置すること。	《緩和ケアチーム》 ・コアメンバー 身体科常任専任医師1名、身体科非常勤医師1名、精神科専任医師1名、専従看護師1名、専任薬剤師1名 ・支援メンバー 公認心理士1名、医療ソーシャルワーカー1名、歯科衛生士1名、理学療法士3名 ・緩和ケアの専門分野の資格を持つ看護専門看護師1名、緩和ケア認定看護師1名が緩和ケアチームの活動に従事している。 《緩和ケア病棟》 令和6年4月から緩和ケア病棟を再開し、緩和ケア内科医がすべての患者の主治医となり、病棟スタッフと協働で患者・家族に寄り添い、均一的な病棟運営を行っている。 ・	○	

指定管理業務に関する規定				点検結果	
	基準書	項目数	協定又は 基準書の内容	令和6年度実績	実施状況 ○の数
			(5) 院内における緩和ケア医療の提供のほか、患者の症状等を勘案し、在宅緩和ケアを実施すること。	在宅ケアの実績 ・緩和ケアチームと在宅医療との連携：63件 ・訪問診療医、訪問看護ステーション、調剤薬局、医療社会事業課（療養・福祉相談室）、社会福祉士（がん相談員の研修修了者含む）などと調整して在宅療養支援をした。	○
			(6) 院内ボランティア等を活用し、患者の身体的又は精神的な支えとなる取組を行うこと。	・令和6年度ボランティア登録数 40名 ・病院敷地内のガーデニング活動	○

指定管理業務に関する規定			令和6年度実績	点検結果	
基準書	項目数	協定又は基準書の内容		実施状況	○の数
3 政策的医療(15条) 乙は、次の各号に定める政策的医療を提供しなければならない。具体的内容は基準書に定める。					
アレルギー疾患医療	第2-8	10 (1) アレルギー科に、アレルギー学会認定の専門医を含む3名以上の医師を常勤配置すること。	常勤医師数 4名(令和7年3月31日)	○	10
		(2) アレルギー科を中心に、診療部門、教育啓発部門及び研究部門から構成される組織を設けること。	アレルギーセンター運営委員会を平成22年から設置している。	○	
		(3) 重症化・複合化するアレルギー疾患に適切に対応するため、関連する診療科(内科、呼吸器科、小児科、皮膚科、眼科、耳鼻咽喉科、精神科、リハビリテーション科等)と連携し、複数科の協力による専門外来を設置すること。	・7診療科(アレルギー科、小児科、皮膚科、呼吸器内科、耳鼻咽喉科、眼科、膠原病・リウマチ内科)による横断的なアレルギー診療を実施している。 ・7診療科合同カンファレンス6回、食物・薬物アレルギーカンファレンス、気道疾患カンファレンスは、それぞれ6回開催した。	○	
		(4) 時間外においても、関係科との連携により、喘息発作等の対応が可能な体制をとること。	救急部と連携し対応している。	○	
		(5) 市民からの相談等に対応し、必要に応じて地域において相談・啓発活動を行う体制をとること。	令和6年度は、みたとセミナー2回(アレルギーケア研修会、横浜市アレルギー懇話会)、患者教室11回開催した。小児喘息・アレルギーキャンプは新型コロナウイルス感染症予防のため開催中止。 新たな取り組みとして、地域のアレルギーケアにかかわる医療従事者・施設勤務者対象に、小児アレルギーエデュケーターが主催の「アレルギーケア研修」を実施。	○	
		(6) 臨床データや最新の医療情報を収集・整理し、市民や医療機関への情報発信・研究・啓発・教育を行うこと。	神奈川県内2箇所に設置している気象測定装置の花粉飛散情報等をホームページで発信する他、約89人の成人・小児喘息患者に「喘息予報」を配信している。	○	
		(7) 前2号の取組のため、専門知識を習得した専任の看護師をアレルギー外来に2名以上配置すること。	アレルギーセンターに看護師を専任2名(小児アレルギーエデュケーター)配置。	○	
		(8) 本市近隣に所在するアレルギーに関する専門的施設等及び関連学会と連携・協同して、診療に関するデータの蓄積及び提供あるいは情報の共有化を進め、アレルギー疾患及びその治療に関する・研究解析を積極的に行い、その成果を臨床に役立てること。	・国立相模原病院と連携し、花粉・粉塵の気象観測装置を用いた環境データ解析によるアレルギー疾患の予防に関する臨床研究を実施している。 ・粉塵、花粉の飛散や気象状況を、市内1か所、市外1か所に設置した観測機器でモニターし、環境因子の影響を研究するとともに、花粉の飛散情報等を市民にメール配信している。 ・令和6年度アレルギー疾患に関する論文4編、学会発表9回、新薬開発治験17件、自主臨床研究12件	○	
		(9) みたと赤十字病院を拠点として、アレルギー専門医による病病連携及び病診連携の体制を確立すること。	以前に設置済の大型アレルギー検査機器は令和5年10月から稼働し、院内で特異的IgE抗体検査を行えるようになった。これにより以前よりも早く検査結果が出るようになった。今後、項目数を増やしていく。	○	

指定管理業務に関する規定				点検結果	
	基準書	項目数	協定又は 基準書の内容	令和6年度実績	実施状況 ○の数
			(10) 横浜市アレルギーセンターのカルテ及びアレルギーに関する資料・文献等を保管すること。	資料・文献を適切に保管している。	○

指定管理業務に関する規定			令和6年度実績	点検結果	
基準書	項目数	協定又は基準書の内容		実施状況	○の数
3 政策的医療(15条) 乙は、次の各号に定める政策的医療を提供しなければならない。具体的内容は基準書に定める。					
障害児者合併症医療	第2-9	6 (1) 身体及び知的障害を併せもつ重度障害児（者）が適切な医療を受けられる体制を整えること。	障害児者医療検討委員会 医師（院長補佐、小児科部長、6診療科の担当医）、理学療法士1人、看護師1人、MSW2人、事務3人	○	6
		(2) 診療時間や予約診療体制などの工夫を行うこと。	横浜市重症心身障害児者メディカルショートステイシステムにおいて7名の受け入れを行った。	○	
		(3) 障害児（者）及び家族が安心して医療を受けられるように、合併症医療に取り組む職員の研修啓発に努めること。	重度心身障害児者の理解を深めるため、障害児者医療検討委員会発信で、メディカルショートステイについてのポスターを作成し、広報活動を行った。	○	
		(4) 病院全体による連携・支援の下での医療提供に努めること。	障害児者医療検討委員会を開催した。 (3/5-3/12 メール審議)	○	
		(5) 家族及び障害児者施設からの依頼に基づく、障害児（者）の緊急診療（入院を含む。）にできる限り対応すること。	令和6年度実績：入院患者延人数475人、入院患者実人数13人、患者1人当たりの入院回数1～5回、入院患者の年齢4～33歳	○	
		(6) 港湾病院において培ってきた障害児者施設との連携を継続すること。	港湾病院からの継続患者1名の診療を行った。	○	

指定管理業務に関する規定			令和6年度実績	点検結果	
基準書	項目数	協定又は基準書の内容		実施状況	○の数
3 政策的医療(15条) 乙は、次の各号に定める政策的医療を提供しなければならない。具体的内容は基準書に定める。					
災害時医療	第2-10	(1) 免震構造、屋上ヘリポート、小型船舶用船着場など、みなと赤十字病院の構造・設備を活用した災害時医療体制を整えること。	・ヘリポートは24時間365日の運用としており、夜間でもヘリコプターを運行する第三管区海上保安本部とは、ヘリコプターで救助した傷病者の直接搬送受入れの運用を実施している。 ・横浜市消防局ヘリコプターが救助した傷病者についても、日没間際等の理由で地上救急隊への引き継ぎが困難な場合は、直接搬送を受け入れる体制としている。	○	7
		(2) 病院施設の非常時にも診療機能が維持できるよう、職員体制を整えること。	常備救護班の他に、予備救護班要員を確保・編成している。	○	
		(3) 次号以下に定める事項のほか、日本赤十字社としての知識・技術を活かした諸活動を行うこと。	災害に係る各種隊員養成研修を行い、日本DMAT、神奈川DMAT-L、かながわDPAT、YMAT（横浜救急医療チーム）の隊員を増員することができ、災害や救急への対応がより強固となった。また、災害に係る訓練や研修会に積極的に参加し、災害時に必要な技能の維持や新しい知識などを習得することができた。	○	
		(4) 「神奈川県地域防災計画」に基づく災害医療拠点病院として次の機能を持つこと。 ア 広域災害・救急医療情報システムの端末及びMCA無線機の設置・運用 イ 多発外傷、挫滅症候群等の災害時に多発する重篤救急患者の救命医療を行うために必要な診療設備の整備 ウ 被災地における自己完結型の医療救護に対応できる携行式の応急医療資機材、応急用医薬品、テント、発電機等の整備	日赤業務無線機等25台、神奈川県MCA無線1台、横浜市MCA無線1台、衛星電話1台（院内設置）、衛星携帯電話2台（可搬型1台、救急車積載1台） 旧港湾病院看護師宿舍跡地に防災備蓄庫を整備 救急車2台、救援車両3台、救護班用医療セット1式、DMAT標準医療資機材1式、YMAT資機材1式、日赤業務無線機等25台、神奈川県MCA無線1台、横浜市MCA無線1台、衛星電話1台（庁舎設置）、衛星携帯電話2台、（可搬型1台、救急車積載1台）、デジタル個人線量計28台、簡易ベッド540台、NBC災害除染セット1式、ドラッシュテント1式、エアーテント1式、イーザーアップテント5式、発動発電機6台、大容量ポータブル蓄電池2台、下水直結型災害用トイレ5基、患者用非常食3日分、職員用非常食3日分	○	

指定管理業務に関する規定			令和6年度実績	点検結果	
基準書	項目数	協定又は基準書の内容		実施状況	○の数
3 政策的医療(15条) 乙は、次の各号に定める政策的医療を提供しなければならない。具体的内容は基準書に定める。					
災害時医療	第2-10	(5) 「神奈川県医療救護計画(平成8年9月)」に基づき、広域災害時の連携・支援等の医療救護に関する相互応援体制を備え活動すること。	神奈川県災害医療拠点病院の機能を備えている。	○	
		(6) 「横浜市防災計画」上の次の役割を果たすこと。 なお、横浜市防災計画に規定する医療救護隊の編成に関しては、日本赤十字社が編成する救護班をもってこれに充てること。 ア 被災地からの重症傷病者の受入れ イ 被災地区への医療チームの派遣 ウ 臨時的な傷病者の拡大収容 エ 非常用電源燃料・飲料水(業務用水を含む)の備蓄 (7) 軽油7日分 約130,000リットル (イ) 水7日分 約1,800,000リットル オ 横浜市防災行政用無線の設置・運用	常備救護班7班の他、日本DMAT3チーム、神奈川DMAT-L3チーム、かながわDPAT(神奈川県災害派遣精神医療チーム)隊員12名(医師1名、看護師9名、業務調整員9名)、YMAT隊員33名(医師16名、看護師17名) 令和6年度は対応すべき案件がなかった。 能登半島へ救護班等を派遣 令和6年度は対応すべき案件がなかった。 災害時の燃料確保対策として、民間燃料供給会社との協定に加え、新たに「医療機関等に対する燃料の安定供給の協力に関する横浜市と神奈川県石油業協同組合との協定」に参画している。 軽油7日分 約13万リットル 飲料水7日分約170万リットル+雑用水約167万リットル 横浜市MCA無線を設置している。	○	

指定管理業務に関する規定			令和6年度実績	点検結果	
基準書	項目数	協定又は基準書の内容		実施状況	○の数
3 政策的医療(15条) 乙は、次の各号に定める政策的医療を提供しなければならない。具体的内容は基準書に定める。					
災害時医療	第2-10	(7) 災害に対応するため、次の事項を実施すること。 ア 患者、職員用の食料3日分(9,000食)の備蓄 イ 通常使用する医薬材料等の院内における在庫確保(最低3日分程度) ウ 市の依頼に基づく医薬材料の備蓄及び他の備蓄拠点からの更新対象医薬材料等の受入れ エ 県・市との連携による災害対応訓練の実施 オ 病院内の各組織の参加による災害対応訓練の実施(年間1回以上) カ 災害対策や訓練に関するマニュアルの整備	 ・患者用食料3日分：4,950食 ・職員用食料3日分：9,000食 通常使用医薬材料 平均5日分 該当なし 神奈川県災害時通信訓練、ビッグレスキューかながわ、神奈川DMA T-L 隊員養成研修等へ参加。 総合防災訓練をR6.9.27～28に実施 災害医療対応マニュアルを整備している。	○	
市民の健康危機への対応	第2-11	(1) 横浜市の指示に従い、感染症・テロ行為や放射性物質・化学物質の漏出事象などの突発的な健康危機への対応を行うこと。	・地域医療機関に対し合同カンファレンスを開催した。(4回/年) ・近隣の連携施設を訪問した。感染対策ラウンドを行い問題点の共有と課題解決に向けた指導を実施した。(4施設)	○	3
		(2) 横浜市からの要請に基づき、市民の健康危機に対応するために必要な医薬材料等の確保・保管を行うこと。	・備蓄資材の見直し、横浜市新型インフルエンザ対策訓練の見学を行った。 ・神奈川県感染症予防計画に基づき県との措置協定を締結した。	○	
		(3) 市民への健康危機へ対応するための必要な指示は、病院事業管理者が行う。	該当なし		

指定管理業務に関する規定				点検結果	
	基準書	項目数	協定又は 基準書の内容	令和6年度実績	実施状況 ○の数
4 地域医療全体の質の向上に向けた役割(16条)					
医療 にお ける 安全 管理	第3 - 1	9	(1) 安全管理に基づく医療の提供		9
			ア 医療安全対策加算を受けることができる体制とすること。	医療安全管理委員会を設置（構成員：院長・副院長 (2)・副院長兼医療安全推進室長・医療安全推進室副室長・看護部長・事務部長・外科系医師・医薬品安全管理責任者・医療安全管理責任者・医療安全管理者、総務課長、計12人）	○
			イ 安全管理室を設置し、専任職員を配置すること。	医療安全推進室 (室長：医師の兼務、副室長：医師の兼務、医療安全推進課長：専任看護職を配置)	○
			ウ 安全管理マニュアル及び業務手順書を部門毎に作成すること。	・マニュアルは整備されており、定期的に見直しが行われている。 ・業務手順書については、関連部署単位で整理・管理されている。	○
			エ 医療事故が発生したときは、原因等を究明し、再発防止に必要な取組を行うこと。	・医療事故調査委員会設置（構成員：副院長兼医療安全推進室長・看護部長・医薬品安全管理責任者・事務部長・医療機器安全管理責任者・医療安全管理者の6人+適宜。必要に応じ構成員変更あり）	○
			オ 安全管理責任者等は、横浜市が開催する横浜市立病院安全管理者会議に参加し、決定事項に従い必要な取組を行うこと。	・横浜市主催の安全管理者会議に出席している。 ・安全管理委員会 12回開催	○
			カ 患者の診療（看護、検査及び投薬を含む。）、医療用設備・機器の取扱等、安全管理に関する体系的研修を継続的に実施すること。	・医療安全研修会を合計2回開催した。 ・新採用（新卒及び既卒）向けの安全管理オリエンテーション（受入れ研修）を6回開催した。 ・医薬品・医療機器に関する研修会を実施した。	○
			(2) 院内感染対策の実施		
			ア 感染防止対策加算を受けることができる体制とすること。	感染対策向上加算1が算定されている。	○
			イ 感染対策マニュアルを策定し、標準予防策のほか、抗生物質製剤及びその他化学療法製剤の適正使用等、診療分野での感染対策を実施すること。	・感染対策委員会11回（構成員：院長・看護部長・事務部長・医師（部長・副部長）・薬剤部長・検査部課長・診療放射線技師・理学療法士・栄養課長・事務部課長・看護師長・看護師・滅菌業者の計20人） ・2回/月にICTミーティングを実施し、各部門と連携をはかっている	○
			ウ 院内にICT(感染対策チーム)を設置し、各部門の感染管理責任者と連携を図り院内全体の感染管理を行うこと。	・ICTラウンドを毎週実施（年間51回）し、現場にフィードバックした。 ・感染症発生時は、感染対策確認ラウンドを行っている。	○

指定管理業務に関する規定			令和6年度実績	点検結果		
	基準書 項目数	協定又は 基準書の内容		実施状況	○の数	
4 地域医療全体の質の向上に向けた役割(16条)						
医療倫理に基づく医療の提供	第3-2	6 (1) 必要な情報提供を行い、患者の自己決定権を尊重した、患者中心の医療を行うこと。	令和6年度についても、紙による回答および電子回答にて患者満足度調査を実施した。調査結果の中で浴室の環境に関するご回答が多く見受けられたため、浴室の清掃活動等の改善に向けた取り組みを実施した。	○	6	
		(2) セカンドオピニオンを実施し、手続き、実施に係る経費等を院内に明示すること。	セカンドオピニオン：20件	○		
		(3) 横浜市の基準に基づき診療録を開示すること。	カルテ開示件数 188件	○		
		(4) 診療におけるEBMの実践に努めること。特に、入院診療においては、各分野で積極的にクリティカルパス方式を導入し、患者にわかりやすい診療を行うこと。	クリニカルパスの年間の本数は 8,373件 院内クリニカルパス委員会の委員が中心となり、各部署の新規パス作成と活用、評価に取り組んだ。パス適用率は、50%を目標にしていたが48.3%であった。パス大会では、医師や看護師、多職種で取り組んだパスの運用や新たな取り組みの紹介があり、医療の質の向上を目指している。	○		
		(5) 院内倫理委員会を設置し、新規の治療法（施術法）及び保険外診療の実施、未承認医薬品の使用などについて、当該行為の適否を事前審査すること。	倫理委員会の審議案件・件数 ・令和6年度は98の研究に関する案件について審議した。	○		
		(6) 前号の委員会の委員には、女性及び人文科学系を専門とする外部の有識者を含むこと。	・倫理委員会委員10名、うち女性委員2名（内部委員）、外部委員2名 ・外部委員には女性が含まれていないが、弁護士が委員となっている。	○		

指定管理業務に関する規定				点検結果		
	基準書	項目数	協定又は基準書の内容	令和6年度実績	実施状況	○の数
4 地域医療全体の質の向上に向けた役割(16条)						
地域医療機関との連携支援、地域医療の質の向上のための取り組み	第3-3	8	(1) 地域医療連携室を設置すること。	地域医療機関との連携強化等を目指し、平成23年10月に地域医療連携室を医療連携センターに名称変更した。医療連携センターには、医療連携課、医療社会事業課、入退院支援センターが配置されている。医療連携センター長1名（医師）、副センター長1名（医師）、入退院支援センター長（医師）のもと、医療連携課に課長1名（事務）、係長1名（事務）、専任事務職員4名が在籍。療養・福祉相談室に課長1名（看護師）、係長3名（看護師1名、社会福祉士2名）、専任看護師10名、専任社会福祉士4名、専任精神保健福祉士2名、専任事務職員1名が在籍。総勢30名（入退院支援センター含）が在籍している。（令和7年3月31日現在）	○	8
			(2) 情報提供、症例検討会の実施、登録医制度の導入、開放型病床の設置など、地域医療機関との連携・協働を積極的に行うこと。	・登録医：医科757件、歯科133件 ・（R6）医療機器共同利用実績（MRI、CT、PET/CT、RI、リニアック、マンモグラフィ等）966件 ・大腿骨頸部骨折地域連携パス合同委員会（3回） ・誤嚥性肺炎地域連携パス合同委員会（3回） ・脳卒中地域連携パス合同委員会（3回）	○	
			(3) 紹介率及び逆紹介率を高め、地域医療支援病院の指定を図ること。	・令和6年度紹介率84.9%、逆紹介率133.8% 紹介・逆紹介件数ともに過去最高件数を達成した。	○	
			(4) 患者・市民や地域医療機関に対する啓発活動、情報提供活動その他地域医療全体の質を向上させる取組を行うこと。	講習会・症例検討会等の頻度・内容 地域医療支援病院として、地域の医療従事者向けに研修を開催した。様々な学術的テーマをとりあげ、幅広い分野に渡る情報提供と議論を進めていくことで、地域医療の質の向上に努めた。 令和6年度実績 【回数】合計20回 【参加人数】延べ689名 【内容】病理診断科、消化器内科、外科、循環器内科、医療社会事業課、アレルギー科、腎臓内科、認知症疾患医療センター他	○	
			(5) 財団法人日本医療機能評価機構が行う医療機能評価を、速やかに受審し、認定を受けること。	・平成24年3月 病院機能評価Ver6.0取得 ・平成29年3月 病院機能評価（一般病院2 3rdG：Ver.1.1）取得 ・令和4年9月 病院機能評価（一般病院2 3rdG：Ver.2.0）取得	○	
			(6) 臨床研修病院の指定を受けること。	臨床研修病院の指定（研修医1年次8人、2年次8人）、基幹型臨床研修病院、協力型臨床研修指定病院 令和4年度にJCEPを受審し、令和5年4月21日に認定された。	○	

指定管理業務に関する規定				点検結果	
	基準書	項目数	協定又は 基準書の内容	令和6年度実績	実施状況 ○の数
			(7) 看護師及び検査技師等の養成課程等のための実習病院として学生等の受け入れを積極的に行うこと。	【看護】 ・看護基礎教育：5校347名（看護専門学校3校、看護大学2校） ・看護卒後教育コース：4名（国際助産保健学専攻） ・実習指導者研修（長期）修了者：7名 ・神奈川県立衛生看護専門学校（助産学コース）10名 ・実習施設共済実習指導者研修修了者：19名 ・外部研修受入：6名 【薬剤】 ・薬科大実務実習：5校15名 ・実務研修：調剤薬局からの薬剤師2名 ・地域薬剤師会による薬薬連携実習、薬学生の病院見学については随時受け入れた。	○
			(8) 横浜市の助産施設としての認可を受けること。	認可を受けている。	○

指定管理業務に関する規定			令和6年度実績	点検結果	
基準書	項目数	協定又は基準書の内容		実施状況	○の数
4 地域医療全体の質の向上に向けた役割(16条)					
医療データベースの構築と情報提供	第3-4	6 (1) カルテの共有、カルテ開示など医療の透明性を図り、患者及び職員間でわかりやすい医療を提供していくこと。	カルテ開示件数 188件	○	6
		(2) 患者サービスの向上、効率的な経営管理等を目的に、電子カルテを含む医療情報システムを導入すること。	平成23年7月に導入済み	○	
		(3) 医療情報システムについては、病院事業管理者とも調整を図り、市立病院の役割として必要な情報を集積すること。また、将来計画を策定するとともに、情勢に応じた改良を図ること。	電子カルテDWH、医事システムDWHを活用し、今後RPAの導入も検討している。	○	
		(4) 医療情報システムにより得られるデータを蓄積し、地域医療の質向上のために役立つ情報を発信するデータベースの構築を図ること。	電子カルテ機能を活用し、情報を入力し収集できるようマスタの整備や入力方法を検討して運用している。 2025年5月に電子カルテシステムの更新を計画しており、前システムを踏襲しつつ、新たな機能追加などを行い、PHR連携などに活用できるように進めている。	○	
		(5) 地域医療機関や市民への情報の提供は、講習会、症例検討会等、さまざまな方法で行うこと。	講習会・症例検討会等の頻度・内容 地域医療支援病院として、地域の医療従事者向けに研修を開催した。様々な学術的テーマをとりあげ、幅広い分野に渡る情報提供と議論を進めていくことで、地域医療の質の向上に努めた。 令和6年度実績 【回数】合計20回 【参加人数】延べ689名 【内容】病理診断科、消化器内科、外科、循環器内科、医療社会事業課、アレルギー科、腎臓内科、認知症疾患医療センター他	○	
		(6) 病歴や診療情報に精通した専任職員（診療録管理士、診療情報管理士等）を配置すること。	病歴室配置の診療情報管理士8名（「診療情報管理士」資格所有者は20名。）	○	

指定管理業務に関する規定			令和6年度実績	点検結果	
基準書	項目数	協定又は 基準書の内容		実施状況	○の数
4 地域医療全体の質の向上に向けた役割(16条)					
市民参加の推進	第3-5	(1) 情報公開の推進を図ること。	カルテ開示件数 188件 患者からの投書、みなさまの声を院内やホームページで公開する。	○	4
		(2) 病院の医療機能やその実施状況について市民が把握し、病院運営に市民の意見を反映させるため「市民委員会（仮称）」を設置し、運営すること。	市民委員会を7年2月25日に開催。 議題：横浜市立みなと赤十字病院の現況、救急患者連携搬送、みなと Reborn Project	○	
		(3) 前号の委員会の設置に関しては、病院事業管理者が別に示す設置準則に従って要綱を作成し、運営するものとする。	平成18年8月に要綱を制定し、運営している。	○	
		(4) 病院ホームページの開設、広報誌の発行等の病院広報及び電子メールやアンケート等による広聴を積極的に行うこと。	ホームページを随時更新し、患者向け広報誌等を発行している。	○	

指定管理業務に関する規定			令和6年度実績	点検結果	
基準書	項目数	協定又は基準書の内容		実施状況	○の数
5 利用料金(17条)					
利用料金	4	甲は、地方自治法第244条の2第8項の規定に基づく、施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を、乙の収入として収受させるものとする。	令和6年度 医業収益 23,230,092,216円 ○入院収益 17,259,989,079円 ○外来収益 5,132,116,076円 ○室料差額 557,686,560円 ○その他 280,300,501円	○	4
		2 利用料金の額は、乙が、経営条例に規定する利用料金の範囲内において定めるものとする。ただし、その決定については、事前に甲の承認を受けなければならない。	・緩和ケア（R6.4.1） ・小児がん経験者向け人間ドック（R6.9.1） ・MC I スクリーニング検査プラス、フローラスキャン（R6.6.1） ・脳性ナトリウム利尿ペプチド（BNP）（R6.8.1） ・RSウイルスワクチン、組換えRSウイルスワクチン（R6.11.1） ・クロスマッチFCXM、HLAタイピング、抗HLA抗体スクリーニング、抗HLA抗体特異性同定、検体送料（R6.2.1） ・スーパーがんドック（宿泊、食事料なし）（男女）（R7.3.1）	○	
		3 乙は、経営条例第13条の規定に基づき、利用料金の全部又は一部を免除することができるものとする。	保険診療と併用できない自費検査を減免している。	○	
		4 乙は、収受した利用料金について、甲に、収入状況の報告を行わなければならない。	決算報告書による報告があった。	○	
利用料金の承認手続き	第4-1	(1) 利用料金の額及び額の変更等については、事前に病院事業管理者に承認を得て決定すること。	令和6年度の利用料金の一部を改定。	○	2
		(2) 病院事業管理者の承認を得た利用料金の額を速やかに告知すること。	院内掲示により告知している。	○	
利用料金の納付	第4-2	(1) 利用料金の納付は、次のとおりとすること。			3
		ア 特別な定めがある場合を除き、利用者等にその都度請求し、納付させること。	請求書及び診療明細書を発行している。	○	
		イ 利用料金を納付させる場合は、その内容を明らかにし、利用者等に対して説明責任を負担すること。	請求書及び診療明細書を発行している。	○	
		ウ 収受した各月の利用料金の収入状況について、別に定める様式に従って、翌月の末日までに提出すること。	診療収入等について翌月末までに報告している。	○	

指定管理業務に関する規定				令和6年度実績	点検結果	
	基準書	項目数	協定又は基準書の内容		実施状況	○の数
6 施設、設備等の維持管理(18条)、管理の原則(19条)						
施設設備等の維持管理		1	乙は、甲の財産であるみなと赤十字病院の土地、建物、設備及び附帯施設（別表記載のもの。以下「施設等」という。）について、維持管理を行うものとする。	施設管理基準書に則り管理を実施した。	○	1
管理の原則		4	乙は、施設等を適正かつ良好な状態で管理するものとし、指定管理業務以外の目的に使用してはならない。ただし、あらかじめ、甲の承諾を得た場合は、この限りでない。	令和6年2月許可面積：食堂売店等 834.37㎡	○	4
			乙は、施設等の維持管理に当たっては、法令等に定める有資格者を配置するものとする。	業者委託により、電気主任技術者、電気工事士、危険物取扱者、冷凍機械保安責任者、ボイラー技師などの他に、有資格者を配置。 また、業者委託以外にも危険物取扱者、消防設備士、C E受入側保安責任者、特別管理産業廃棄物管理責任者などの有資格者、消防技術講習、防災管理講習、防災士、エネルギー管理員などの受講修了者が課員におり、連携を取りながら施設の維持管理を行っている。	○	
			施設等の維持管理の基準は、基準書に定める。	基準書に則り維持管理を実施した。	○	
			施設等の維持管理に必要な経費は、乙の負担とする。	指定管理者が負担した。	○	
施設の維持・管理	第5-1	4	(1) 患者安全を第一に考え施設機能面から診療に寄与する施設の維持・管理を行うこと。	定期点検保守業務計画書に基づく管理の実施 ・ 自家用発電設備保守及び定期点検 ・ 冷却塔設備保守及び水質管理 ・ 昇降機設備保守及び定期点検 など	○	4
		(2) 衛生管理、感染管理に基づく維持・管理を行うこと。	○			
		(3) 病院施設として予防保全に努めること。	○			
		(4) 別表の施設管理業務の実施基準に基づき維持管理を行うこと。なお、詳細仕様については、協議を行い、別に定める。	○			
市立病院としての取組	第5-2	3	(1) 横浜市が進めるISO14001の取組に対し公設施設として協力すること。	認証は取得していないが、省エネルギー及び環境負荷の低減に取り組んでいる。	○	3
		(2) 医療廃棄物は感染管理の上、適正処理を行うこと。	医療系産業廃棄物処理については平成23年4月から電子マニフェストを導入している。	○		
		(3) ゴミの分別や減量化の施策に協力すること。	適切に処理を行った。	○		

指定管理業務に関する規定			令和6年度実績	点検結果	
基準書	項目数	協定又は基準書の内容		実施状況	○の数
7 施設等の改良、改修及び保守・修繕(20条)					
施設等の改良、改修及び保守・修繕	4	施設等の改良工事（施設の原形を変更し、機能向上を伴う工事等をいう。）は、甲と乙とが協議を行い、甲が承認した場合に、甲の負担で行う。	該当なし	○	2
	2	施設等の改修工事（施設の機能維持のために必要な工事等をいう。）は、事前に甲の承諾を得て、乙が行う。	工事ごとに申請を行い、承諾を得て適切に処理を行った。		
	3	施設等の保守、修繕等は、必要に応じて乙が行う。	必要に応じ修繕を実施している。		
	4	前3項のいずれに該当するか疑義があるときは、甲と乙とが協議を行い、決定するものとする。	必要に応じ協議をしている。		
8 物品の移設(21条)及び管理(22条)					
物品の移設	2	乙は、平成16年度まで甲が横浜市立港湾病院において保有していた医療機器等の物品のうち、引き続きみなと赤十字病院で使用する物品（以下「甲の物品」という。）を、みなと赤十字病院に移設するものとする。	平成17年度に実施済み	○	2
	2	乙は、甲の物品が安全に機能することを確認しなければならない。		○	
物品の管理	4	乙は、甲の物品について、財産台帳を備え、常にその現状を明らかにしておかなければならない。	財産台帳を整備し、保守、修理履歴等の管理を行っている。	○	1
	2	乙は、甲の物品について、保守、修繕等の管理を行うものとする。	・島津製作所 一般撮影装置 UD150L-30（固定資産番号411005）【令和6年4月廃棄】 ・酒井医療製 渦流浴装置ワールプール WP-300（固定資産番号412066）【令和6年9月廃棄】 ・ソーリン製 人工心肺装置 スタッカート SⅢ（固定資産番号414073）【令和6年12月廃棄】		
	3	乙は、甲の物品が使用不能となったときは、甲の承諾を得てこれを廃棄又は処分する。	該当なし		
	4	乙は、天災地変その他の事故により、甲の物品を滅失し、又はき損したときは、速やかにその状況を甲に報告しなければならない。	該当なし		

指定管理業務に関する規定			令和6年度実績	点検結果	
基準書	項目数	協定又は基準書の内容		実施状況	○の数
9 目的外使用(23条)					
目的外使用	1	乙は、施設等において患者の利便性やサービス向上に資するための施設を設けるときは、横浜市病院経営局公有財産規程（平成17年3月病院経営局規程第29号）第7条の規定に基づく使用許可（以下「目的外使用許可」という。）の申請を行わなければならない。	令和6年2月許可面積：食堂売店等 834.37㎡	○	1
10 受託研究(24条)					
受託研究	2	乙は、みなと赤十字病院において、医薬品、診療材料、医療機器等の治験、成績試験等（以下「受託研究」という。）を行うことができる。	6年度新規治験：5件 医師主導の臨床研究：138件 医薬品の治験（受託件数：22件、市販後調査：36件）	○	2
		2 受託研究は、被験者の安全を第一として行わなければならない。	臨床試験支援事務局の構成（薬剤師2名 事務2名） 治験審査委員会12回	○	
11 院内学級(25条)					
院内学級	1	乙は、横浜市立浦舟特別支援学校の分教室としてみなと赤十字病院に設置される、院内学級の運営に協力するものとする。	「横浜市立浦舟特別支援学校」を分教室として設置。	○	1
合計	評価対象項目数	133	6年度評価対象項目数	128	128

2 項目別評価

(1) 診療に関する取組（基本協定第 13 条）

基本協定に定める診療科目を含む 36 診療科を設置・運営し、入院延べ患者数 188,658 人（1 日平均 517 人）、外来延べ患者数 282,558 人（1 日平均 1,163 人）の実績をあげました。

【主な取組状況】

- 患者の入院生活への不安解消や、早期退院を目的とした「入退院支援センター」において、全予約入院患者を対象に看護師、薬剤師、事務員からの説明や確認等を行っています。
- 外来診療体制について、最初から専門科の診療が受けられるよう 36 科による診療を行うとともに、医療需要に応じた専門外来にも取り組んでいます。
- 令和 6 年 7 月に MR I（磁気共鳴画像診断装置）をリニューアルするなど高度医療を推進しました。

【評 価】

基本協定第 13 条に基づく診療に関する取組については、規定どおりに実施していると認めます。

(2) 検診に関する取組（基本協定第 14 条）

横浜市から受託した「がん検診」や「健康診査等の検診」等の実施件数については、10,441 件でした。

【主な取組状況】

- 横浜市から受託したがん検診に加え、臓器に特化した脳ドックや大腸ドック、レディースドックなど一人ひとりのニーズに合わせた「オーダーメイドヘルスチェック」を実施しています。
- また、受診者の利便性に配慮してインターネット予約のコースを拡大し、全ての人間ドックコースと、横浜市国保特定健診、横浜市がん検診などもネット予約が可能となっています。

【がん検診・健康診査等の件数：10,441 件（前年比 955 件）】

【人間ドック受診者数：2,549 人（前年比 94 人）】

【評 価】

基本協定第 14 条に基づく検診に関する取組については、規定どおりに実施していると認めます。

(3) 政策的医療に関する取組（基本協定第 15 条）

「断らない救急」を基本とした積極的な救急医療への取組をはじめ、アレルギー疾患や精神科救急などの政策的医療を継続的かつ着実に提供しています。

【主な取組状況】

○24 時間 365 日の救急医療

救命救急センターとして患者を受け入れており、令和 6 年度の救急車搬送受入患者数は 12,812 人であり前年度から 11%減少したものの、引き続き全国トップクラスの実績を維持しています。

また、全国救命救急センター充実段階評価において、7 年連続で最上位の S 評価を受けています。

【救急患者数：19,758 人（前年比 ▲1,856 人）】

【救急車搬送受入数：12,812 人（前年比▲1,637 件）】

【救急車受入率：94.3%（前年比 ▲0.3%）】

○小児救急医療

横浜市小児救急拠点病院として 24 時間 365 日の二次小児救急医療を提供しました。

【小児救急受入患者数：2,100 人（前年比 ▲230 人）】

○二次救急医療

横浜市二次救急医療体制に参加するとともに、横浜市疾患別救急医療体制に協力しています。

【二次救急取扱患者数：6,369 人（前年比 348 人）】

○周産期救急医療

平成 18 年 4 月から神奈川県周産期救急医療システムの協力病院として参加し、平成 24 年 7 月から地域周産期母子医療センターに認定されるなど、周産期における妊娠・出産から新生児に至る総合的な診療の充実を図っています。

【周産期救急（母体搬送及び新生児搬送）受入患者数：24 人（前年比 7 人）】

○精神科救急医療

神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市の 4 縣市協力体制で実施している神奈川県精神科救急医療システムの基幹病院として、家族からの相談等に対応する二次救急医療及び警察官通報による三次救急医療を実施しました。

【受入患者数：31 人（前年比 3 人）】

○精神科合併症医療

神奈川県内の精神病院等に入院する身体合併症患者を本市の要請に基づいて受け入れました。

【受入患者数：59 人（前年比 ± 0 人）】

○緩和ケア医療

昨年度までは新型コロナウイルス感染症対応のため、緩和ケア病棟を休床し、一般病棟において緩和ケア内科医、緩和ケアチーム等による緩和ケア医療を行っていました。令和6年4月からは、緩和ケア病棟を再開し、緩和ケア内科医がすべての患者の主治医となり、病棟スタッフと協働で患者・家族に寄り添った緩和ケア医療を提供しています。また、県がん診療連携協議会の緩和ケア部会に参加し、質の向上と他病院との連携の向上を図りました。

【入院患者実人数：205人（前年比 203人）】

【緩和ケアチームへの新規依頼件数：171件（前年比▲ 9件）】

○アレルギー疾患医療

呼吸器内科・耳鼻咽喉科などの関連診療科（7科）が連携して横断的な診療を提供しました。平成30年10月から神奈川県アレルギー疾患医療拠点病院に選定されており、アレルギー専門医を8名配置しています。

患者向け教室や、市民への相談・情報提供、啓発活動についてはこれまで同様に実施するとともに、令和6年度の新たな取り組みとして、地域のアレルギーケアにかかわる医療従事者・施設勤務者対象に、小児アレルギーエデュケーターが主催の「アレルギーケア研修」を実施しました。

【外来患者延べ人数：19,992人（前年比 797人）】

【食物アレルギーに関する研修会：32回（前年比 7回）】

○障害児（者）合併症医療

身体及び知的障害を併せもつ重度障害児（者）が適切な医療を受けられる体制を整えるとともに、横浜市重症心身障害児者メディカルショートステイシステムとの協力病院として、患者の受入れを行いました。

【入院患者延べ人数：475人（前年比 31人）】

【入院患者実人数：13人（前年比 4人）】

○災害時医療

災害に係る各種隊員養成研修に参加し、日本DMAT、神奈川DMAT-L、かながわDPAT、YMATに参加可能な職員を増やすことができ、災害や救急への対応がより強固となりました。また、横浜市内の救急・事故事案へ横浜救急医療チーム（YMAT）が5件出動しています。

【評価】

基本協定第15条に基づく政策的医療に関する取組については、規定どおりに実施していると認めます。

救急医療では救急車搬送による受入患者数が全国トップクラスであり、救急車受入数も94.3%となっているなど、継続して成果をあげています。

(4) 地域医療全体の質の向上に向けた役割に関する取組（基本協定第 16 条）

【主な取組状況】

○重篤な状態の患者に対する体制

令和 6 年 5 月に安全管理マニュアルを改訂しました。

○インシデント報告

インシデント報告の件数は前年度より 809 件増加しました。職種別では医師・看護師の報告数が 1.3 倍、放射線技師からの報告は 2 倍に増加しました。全職員対象安全研修会を 2 回実施したほか、全職員に対する医療安全情報の提供を目的とした、医療安全 News を年 12 回発行しました。

【件数：令和 6 年度：4,380 件、令和 5 年度：3,571 件、令和 4 年度：3,290 件】

○地域医療支援病院として、登録医をはじめとする地域医療機関との役割分担、医療連携や医療機器の共同利用を実施しました。また、放射線共同利用の WEB 予約を令和 6 年 11 月から開始しました。

【紹介率：84.9%、逆紹介率：133.8%】

【紹介件数：24,055 件（前年比 1,163 件）】

【逆紹介件数：27,243 件（前年比 3,341 件）】

【共同利用件数：966 件（前年比 286 件）】

○地域医療機関との連携を目的とした「みなとセミナー」等を web 方式も活用し開催しました。市民の健康増進を目的とした「みなと市民セミナー」は、令和 6 年度に 1 回開催しました。

【みなとセミナー等：20 回開催、みなと市民セミナー：1 回】

○地域医療従事者の育成に関する取組の一環として看護実習生を受け入れました。

【5 校 350 名】

【評 価】

基本協定第 16 条に基づく地域医療全体の質の向上に向けた役割に関する取組については、着実に実行していると認めます。

(5) 利用料金に関する取組（基本協定第 17 条）

入院・外来収益などの利用料金を規定に則って収受しています。

【評 価】

基本協定第 17 条に基づく利用料金については、おおむね収受や手続など規定どおりに実施していると認めます。

- (6) 施設、設備等の維持管理（基本協定第 18 条）、管理の原則（基本協定第 19 条）及び施設等の改良、改修及び保守・修繕（基本協定第 20 条）に関する取組

施設・設備等の維持管理については、必要な有資格者を配置するなど、適正に行われています。

【評 価】

基本協定第 18 条、第 19 条、第 20 条に基づく施設、設備等の維持管理、管理の原則、施設等の改良、改修及び保守・修繕に関する取組については、規定どおりに実施していると認めます。

- (7) 物品の移設（基本協定第 21 条）及び物品の管理（基本協定第 22 条）に関する取組
港湾病院から移設された医療機器等については、適正に管理されています。

【評 価】

基本協定第 21 条及び第 22 条に基づく物品の移設及び物品の管理に関する取組については、おおむね規定どおりに実施していると認めます。

- (8) 目的外使用に関する取組（基本協定第 23 条）

食堂や売店など患者サービスの向上に資する施設等の設置あたり、医療局病院経営本部公有財産規程に基づく使用許可申請を適正に行いました。

【評 価】

基本協定第 23 条に基づく目的外使用に関する取組については、規定どおりに実施していると認めます。

- (9) 受託研究に関する取組（基本協定第 24 条）

治験審査委員会や臨床試験支援事務局を設置して、適正に取り組んでいます。

【評 価】

基本協定第 24 条に基づく受託研究に関する取組については、規定どおりに実施していると認めます。

(10) 院内学級に関する取組（基本協定第 25 条）

横浜市立浦舟特別支援学校の分教室が院内に設置され、院内学級の運営に協力しています。

【評 価】

基本協定第 25 条に基づく院内学級に関する取組については、規定どおりに実施していると認めます。